

特定商取引に関する法律施行令の改正に係る消費経済審議会への諮問について

平成23年3月
経済産業省消費経済政策課

1 消費経済審議会への諮問の必要性

(1) 特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第64条第1項の規定により、政令事項のうち、同項に規定する重要なものの制定又は改正に当たっては、消費者委員会及び消費経済審議会へ諮問することとなっている。

(2) 特定商取引法においては、訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売の3類型について、各個別法で実効ある消費者保護のための規制体系が構築されている場合（注1）には、特定商取引法の適用除外とすることとなっている。

適用除外に該当する法律による商品の販売又は役務の提供については、特定商取引法第26条第1項8号二の規定に基づき、同法施行令に規定することとされている。（注2）

（注1）実効ある規制体系が構築されているかどうかの考え方については別紙1参照。

（注2）現在、適用除外とされている法律については別紙2参照。

(3) 先般の第176回臨時国会で以下の法律が成立したことを受けて、特定商取引法施行令の適用除外の部分について改正する必要があることから、今般、消費経済審議会へ諮問を行うもの。

- ①保険業法等の一部を改正する法律
- ②放送法等の一部を改正する法律

2 今般の消費経済審議会への諮問事項

(1) 保険業法関係

認可特定保険業者の行う特定保険業等を、新たに特定商取引法の適用除外とする旨の同法施行令の改正を行うこと。（注3）

（注3）保険業法については、例えば、保険会社が行う保険の引受け等はすでに特定商取引法の適用除外とされている。

(2) 放送法関係

放送法、有線テレビジョン放送法、電気通信事業法及び電気通信役務利用放送法については、すでに、これらの法律に係る役務の提供等について特定商取

引法の適用除外とされているところ、上記の放送法等の一部を改正する法律により、通信・放送法体系の見直しが行なわれ、放送法と電気通信事業法に集約（その他の法律は原則廃止）されることを受け、特定商取引法施行令の適用除外部分に係る関連規定について、文言上の整理等を行う同政令の改正を行なうこと。

(1)平成20年の特商法改正による指定制の撤廃と適用除外

○平成20年法改正によって、別法で消費者被害の是正等ができるものを除き、原則すべての商品・役務を扱う取引(訪問販売、電話勧誘販売、通信販売)が規制対象となった。(法第2条)

指定商品、指定役務 → 原則、すべての商品・役務に対象範囲を拡充
(58の指定商品、21の指定役務を撤廃) (指定権利は現行のまま)

○各個別法で消費者保護が適切に図られると認められる商品の販売や役務の提供については、全面的に適用を除外する措置を規定。(法第26条第1項第8号)

(2) 全面的な適用除外の基準

【第26条第1項第8号ニ】

第二十六条 前三節(訪問販売、通信販売、電話勧誘販売)の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

一～七(略)

- ハ イ(金融商品取引法関係)
- ロ(宅地建物取引業法関係)
- ハ(旅行業法関係)

ニ イからハまでに掲げるもののほか、他の法律の規定によつて訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは指定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護することができるものと認められる販売又は役務の提供として政令で定めるもの

「他の法律の規定によつて」消費者の「利益を保護することができる」と認められる基準とは、法制的に以下のように整理されているところ。

①消費者被害に対する是正措置が整備されていること

(設置法に基づく一般的な行政指導等では不十分。具体的には、

(1)業務改善命令、指示命令、約款変更命令、懲戒等に該当する措置(不当な状態の是正)

(2)許可等の取消処分、営業停止命令等(不当な状態の非継続)

のいずれかが法律上規定されており、事業者の不当な勧誘や不当な広告等によって消費者被害が発生した際に発動することが可能であり、消費者被害が発生している状況を予防、一定の強制力をもって改善することができるものと認められる場合を指す。)

②是正措置を発動することが可能となるような法目的との整合性

現在、特定商取引法の適用除外となっている法律

○特定商取引法第26条に掲げられている金融商品取引法、宅地建物取引業法、旅行業法のほか、以下の49法律について、主務大臣による是正措置の発動が可能であるものである等との理由により、適用除外として特定商取引法施行令の中で列挙されている。

i) 金融取引に関するもの(20法律)

✓金融商品取引業、銀行業、保険業など、金融機関が行う取引について規定する。
(具体例)預貯金業務、保険の引受など

ii) 通信・放送に関するもの(4法律)

✓電気通信事業、放送事業など、通信・放送に関する役務。
(具体例)電話・インターネット接続サービス、ケーブルテレビ、衛星放送など

iii) 運輸に関するもの(9法律)

✓航空運送、陸運、海運など、輸送機関によって乗客や貨物を輸送する役務。
(具体例)航空運送事業、鉄道事業、バス・タクシー等の運送、フェリーの運送など

iv) 法律に基づく国家資格を得て行う業務に関するもの(7法律)

✓公認会計士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、税理士、社会保険労務士、弁理士

v) その他の類型(9法律)

✓商品先物取引、自動車整備業、信用購入斡旋、倉庫業、裁判外紛争解決手続など